

令和元年度

第2回 石狩市

空家等対策協議会

【議題】

- 1.今年度の危険な空家の状況について
- 2.今年度の補助金の実績
- 3.新たな取組について
- 4.今年度の特定空家の認定について

令和2年2月20日（木） 18：30～
石狩市役所5階 第2委員会室
石狩市建設水道部建築住宅課

1.今年度の危険な空家の状況について（1）

※「**危険な空家**」は、市が「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき「特定空家等に相当する状態」と確認したもの

危険な空家リスト

リスト番号	地区	空家所在地	平成30年度の実績	劣化の状況	指導状況	指導内容
1	石狩1件	花川南7条4丁目	除却予定	除却済	自力除却	—
2	厚田3件	厚田区古潭	除却予定	変化なし	指導中	見積書を送付し、除去を促す
3		厚田区別狩	検討中	除却済	補助金活用	—
4		厚田区厚田	除却予定	危険性低下	指導中	文章を送付し、除去を指導

危険な空家への対応

リスト番号4については、雪解け後の現地調査で、建物の崩壊が進み倒壊の危険性がさらに低下した場合、経過観察空家リストへの移行を検討する。

経過観察空家リスト

リスト番号	地区	空家所在地	平成30年度の実績	劣化の状況	指導状況	指導内容
1	厚田3件	厚田区望来	変化なし	変化なし		
2		厚田区古潭	変化なし	変化なし		
3		厚田区古潭	変化なし	除却済	自然倒壊	—
4	浜益5件	浜益区昆砂別	変化なし	変化なし		
5		浜益区群別	変化なし	変化なし		
6		浜益区群別	変化なし	変化なし		
7		浜益区群別	変化なし	除却済	自力除却	—
8		浜益区床丹	変化なし	変化なし		

経過観察空家への対応

経過観察中6件については、引き続き、推移を見守る。

1.今年度の危険な空家の状況について（2）

危険な空家リスト 4件



リスト番号 1 花川南



リスト番号 2 厚田区古潭



リスト番号 3 厚田区別狩



リスト番号 4 厚田区厚田



1.今年度の危険な空家の状況について（3）

経過観察空家リスト 2件（除却済）



リスト番号 3 厚田区古潭



リスト番号 7 浜益区群別



2.今年度の補助金の実績

①危険空家に対する除却費補助金

年度	危険空家リストにあるもの	危険空家リスト以外のもの	執行額
平成30年度	5 件 50万円×4件 46.2万円×1件	2 件 50万円×2件	346.2万円
令和元年度	1 件 50万円×1件	0 件	50万円

②空家活用助成

(単位:件)

年度	補助件数 補助金25万円	改修 +25万円		子育て +25万円		就業 +25万円		市外から 転入		執行額
平成30年度	28	22	(79%)	18	(64%)	11	(39%)	19	(68%)	1,975万円
令和元年度	26	23	(88%)	15	(58%)	11	(42%)	19	(73%)	1,875万円

※令和元年度は実績ではなく現在の状況

3.新たな取組について（1）

これまでの除却実績



浜益区実田



親船町



浜益区幌



八幡1丁目



H29
(補助金活用)



H29
(補助金活用)



H29



H30
(補助金活用)

3.新たな取組について（2）

これまでの除却実績



花川南2条3丁目



浜益区川下



浜益区群別



本町



H30
(補助金活用)



H30
(補助金活用)



H30
(補助金活用)



H30
(補助金活用)

3.新たな取組について（3）

これまでの除却実績



厚田区厚田



厚田区古潭



浜益区群別



除却実績まとめ

年度	除却実績件数
平成29年度	3件
平成30年度	8件
令和元年度	4件
合計	15件



除却に繋がった要因

- 1) 市が積極的にサポート
- 2) 『購入希望者』と『空家所有者』とのマッチング

3.新たな取組について（４）

目的：市街地において長年空家になっている宅地に新たな世帯の居住を誘導する。

【新たな補助制度】

空家所有者



不適正管理の空家

関連法令

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」
- ・「建築物の耐震改修促進に関する法律」

空家の**売買**

市内事業者

①旧耐震住宅
の除却



②安心R住宅



不動産流通標準情報システムREINS
(レインズ) に登録し宅地や住宅を供給

補助① 100万円
補助② 75万円

市役所

【空家活用助成】（既存制度）

空家購入者



③更地・空家の**売買**

①の宅地についても
補助の対象とする



市内就業転入者・子育て世帯は加算

補助③
最大75万円

市役所

空家の購入者を見つける

3.新たな取組について（5）

石狩市と不動産ネットワークと連携した空家調査（ローリング調査）



市役所及び不動産ネットワークの役割

不動産ネットワークの会員は、日常の空家調査により、登記情報だけでは所有者を特定することができない空家を把握したときは、不動産ネットワークに所有者情報の調査を依頼する。

不動産ネットワークは、石狩市に空家の所有者調査を依頼する。

石狩市は、空家法に基づき登記・戸籍情報を取得し、判明した所有者や法定相続人に対して空家の適正管理の指導と空家の流通を促す。

また、所有者から所有者情報提供の承諾を得た場合は、不動産ネットワークに所有者情報を提供して『**官民連携**』した空家の流通促進を図る。

【補足】 ⑥適正管理の指導及び意向確認について市役所からは適正管理の指導及び今後の空家の意向について回答をいただく。